

平成25年度 第2回南砺市指定管理者評価委員会 会議録

1. 日時

平成26年2月10日（月） 午前10時～12時

2. 場所

南砺市福野庁舎 3階 301会議室

3. 出席者

委員（7名）：

- 委員長 工藤 義明（南砺市副市長）
- 委員 新町 栄一（財団法人北陸経済研究所 地域開発調査部長）
- 委員 高山 博文（南砺市総務部長）
- 委員 竹田 達矢（高岡法科大学 准教授）
- 委員 武田 和一（南砺市社会教育委員会 委員長）
- 委員 長澤 孝司（南砺市市長政策室長）
- 委員 南 成子（南砺市女性団体連絡協議会推薦）

事務局（4名）：

- 総務部参事（行革・施設再編課長） 竹谷 弘之
- 行革・施設再編課主幹 西井 隆生
- 行革・施設再編課副主幹 石崎 修
- 行革・施設再編課主査 長岡 芳典

4. 傍聴者

なし

5. 会議内容

- ・開会 竹谷総務部参事
- ・あいさつ 工藤義明委員長（副市長）
- ・議事（進行：工藤委員長）

(1)南砺市指定管理者制度運用指針の改正案について

委員長：まずは議事（1）の「南砺市指定管理者制度運用指針の改正案」について、現在の指定管理者制度の運用については「指定管理者制度運用指針」、モニタリングの方法については「指定管理者モニタリング実施要領」と、2つのものが存在しているが、両方を合体させ、中身も不足なものは追加し、不都合がある部分は見直し、新たな運用指針（案）として作成している。

本日の委員会でご審議を頂き、本年4月からの運用に適用していきたいと考えている。内容について事務局から説明する。

事務局：＜議案(1)について説明＞

委員長：前回10月の第1回評価委員会で頂いた意見を盛り込み、事務局案として作り込んだ。

ボリュームがあり恐縮であるが、皆さんから意見をいただきたい。

B委員：7ページの「(3) 指定管理期間」の1行目に「最小の経費で最大の効果を…」とあるが、まちづくり基本条例では「最大の効果を最小の経費で…」という記載にした経緯もあり、統一性の観点から語句の入れ替えをお願いしたい。

事務局：了解。

委員長：様式7の最後にある総合評価（A・B・C評価）について公表するということだが、様式全体を公表するのか、判定結果のA・B・C評価だけ公表するのか、どちらで考えているのか。

事務局：様式7の7ページ目（最終ページ）全体を公表ページと考えている。

C委員：説明にもあったとおり、これまでの議論を様式7に凝縮されており、その部分の説明は非常に素直に聞いた。

少し横道にそれるが、こういう話は世の中には沢山あり、例えば私は銀行出身なので、銀行の例で言うと、東京支店・輪島支店・福野支店……と様々な支店があり、支店長のボーナス査定や、支店別の業績評価など、これらを一律に評価することはなかなか難しい。私も評価に関わる中で、方法については一旦作ったものを、時代に合わせてリニューアルをしていっており、今回の案にあるような様々なグループ分けは重要な要素である。

例えば名古屋支店と大阪支店、福野支店と城端支店などにグループを分け、グループ別にウェイト付けを行うなど工夫をしている。この支店では貸出を頑張るとか、この支店では普通預金の件数を頑張るとか、そういった視点での評価は、様々な業界でも採用しており、私の銀行での評価事例などから見ても、これらの要素が様々な部分に散りばめられているという印象を持った。

また、今回評価方法の目玉は施設を4つの分類に分けることであり、分類によってどのような物差しで評価するのかが、モニタリングの出発点になっている。そもそも指定管理者制度は、最大限の効用を最小の経費で実現することを目的としており、では評価対象とする施設の効用は何なのかということが、この4分類の中のどこに位置づけるのかということではっきりするのだと思う。書面上の理屈でいえば、2ページ「①施設のあり方の検討」ということと、この施設は本来どういった目的を持っている施設なのかということと、この4分類のグループ分けによる考え方は連動するということになるのだと思う。だから、この施設の分類を誰が決めたのか、施設の目的のあり方との整合性はどうか、ということが、内部的な事ではあるが、しっかりと整理しておかなくてはならない。

民間の感覚で言うと、収益性が高い事が本当に良いことではなく、最大の効用を従来よりも低い経費で実現されたかという部分もポイントであり、いくら収益をあげたかということと、必ずしも同義ではないという整理もあるということが、重要なポイントだと思う。

また2点目として、立ち入り調査の実施については非常に重要なポイントだと思うが、立入調査に限らず日頃からの監視が大切である。どの業界でも外部に渡すと評価する力も衰えるものであり、業者への丸投げと批判を受けないよう留意する必要がある。そもそも指定管理者制度は行政の管理手法の一つでしかなく、地域内の施設が市民のためにどう運

営されているかは自治体に責任があり、立入調査だけに頼ることなく日頃からの監視を心がけなくてはならない。

3点目には、継続の様式（様式2）が新規の様式（様式1）よりボリュームが小さいというところが気になった。導入時に問題なければ次回の更新時に主な審査のみでよいという話ではない。3年から10年と時代も変わっていくので、そういう時こそ様々な見直しを図らなければならないと思う。

委員長：今の話から、様式7の4分類について今存在する施設の分類は、いつ、だれが決めるのか、事務局として案はあるか。

事務局：まだしっかり整理した上での案ではないが、まずは分類の事務局案をお示しさせていただき、評価委員会の中で妥当かどうか判断を行っていくのが妥当な流れと考えている。

委員長：そうだが4月から適用開始となると、そのような時間はないのではないかと？

事務局：平成26年度実施のモニタリング調査については、担当課と事務局で決めた分類で進めさせてもらい、9月の評価委員会で頂いた意見により、変更するものについては次年度から反映させる流れで行きたい。

委員長：平成26年度は指針を改正したばかりの過渡期であると考えれば、その流れが現実的だと思う。はじめは担当課と事務局で判断し、9月の評価委員会において4分類の適否も含めてご審議いただくという流れでお願いしたい。

E委員：概ねC委員の言われたとおりだが、やはり分類の方法が一番の問題であり、山間地の利賀とか平、上平の施設をどのような視点で評価するかが難しくなると感じる。地域特性もあり、様々な要素がある中で運営している施設でもあり、すぐに解除とかは出来ない施設。その辺りも加味した分類が重要であり、まずは担当課と事務局の分類による評価を試みて、施設によっては見直しするという事で考えていた。

あと、今回の改訂案にある賃金の基準表（別紙）について、これまでは全くなかったものか。

事務局：新たに設定したもので、今までは無かったもの。これまでは例えば新規に導入する施設であれば、現在の市職員や臨時職員の人数や賃金を基本とした積算を行っていたが、あくまでも基本であり、特に定まった基準は無かった事から、今回は南砺市職員給与の経験年数毎に割り出したものをベースに、現在指定管理を行っている団体の賃金状況なども参考にして、積算の際に用いる賃金基準額を経験年数や業務内容、施設規模等から考えて選択できるように考えて設定してある。

E委員：今後は指定管理者で求人を行う際にも役に立つと思う。これまでは、賃金の設定をどうするかで非常に悩んでいるところもあった。

委員長：分類の方法については、先ほども話しした通り次回の評価委員会で審議するという事で良かったか。

E委員：はい

D委員：今までの議論をしっかりと反映したものになっており、良くできていると思う。

その他、細かい部分の確認となるが、デザインの部分で気になるところが何箇所ある。

1つ目は資料2の「改訂版」の目次で「7（4）指定管理候補者選定の際の審査基準」というのが、資料1の目次の記載と違っている。

あと、資料1の30ページ「ア. 施設分類表」について、見た目の話になるが、上下左右の矢印について、「高い・低い」「良い・悪い」の判別なので、片矢印ではなく、両矢印にするのが妥当と思う。また、「高い」と「良い」が同じ角に有る方が一般的だし、さらに左上側に「高くて」「良い」→「民間競合型」があった方が見た目に判りやすいと思う。

B委員：日本人的にグラフとして見ると、上の矢印を下におろして、左下に「低い」と「悪い」を合わせて、右上が「高くて良い」とした方が判りやすいのではないかと？

E委員：これは分類表なので、D委員の言われるとおりの左上が「高くて良い」とした方が判りやすい。類型の場所も左右入れ替えて「民間競合型」を「I.」とすることになる。

委員長：では、事務局で検討の上判断してほしい。

D委員：あと、最終的に公表するシートについて、今ほどの話と同様の分類表が入っているので、同じく変更するべきである。

それと、最後の公表シートの中段に「評価結果のまとめ」とあり、下段には「総合評価結果」とあるが、私の認識では中段の「評価結果のまとめ」は担当課が行ったチェック結果であり、担当課が評価した結果ではない。そしてそのチェック結果を受けて、下段の「総合評価結果」ではじめて評価委員会により評価した結果が出るものであり、中段で評価をしたものを下段で最終評価するという書き方は違うのではないかと。あくまでも、中断は「担当課のチェック」であり、下段の部分で総合評価が問題ないかどうか評価委員会で判断して決定する流れが判りやすいと思う。

委員長：事務局はどのような思いを込めているのか？

事務局：単に各評価結果を、最後のページでまとめて表示しているという意味で「評価結果のまとめ」としており、それを総合的に判断した評価結果という意味で下段には「総合評価結果」としていたが、確かに委員ご指摘のとおり中段の部分は評価結果でなくチェックした結果であるので、記載の仕方を変更した方がいいと思う。

委員長：確かに意見についてはもっともであり、主体が誰なのかははっきりしておく必要がある。

ここで事務局に確認だが、現行の方法はこの表でいうと上の部分については、担当課が判断してS・A・B・Cを付けていたが、改訂案では行政が行うのはチェックすることまでで、総合評価のA・B・Cについては評価委員会で判断してほしいという意味か？

事務局：当初考えていたのは、まずは担当課でA・B・Cの評価案を提出してもらい、最後の判断を評価委員会で議論してもらおうと考えていた。

事務局：担当課から評価案を示した上で、最終的には評価委員会の評価結果として下段のA・B・Cがあると考えている。

B委員：そうであれば、会議の内容については公表されるし、そのプロセスが判る様式がいいと思うので、中段の部分に担当課の評価結果の欄も設けるべきではないかと、でないと、最終的に誰が評価したのか判らなくなる。

事務局：本シートの中に評価委員会の評価結果と担当課の評価結果が混在するというのはおか

しいのではないか？

B・E委員：評価する主体が違うのだからおかしくはない。

B委員：担当課がAと評価したものを、評価委員会ではBとしたという事があっても良いのではないか？

そうでなければ、担当課ではA・B・Cは付けないことにしないと、評価委員会で変更した経緯が判らなくなってしまう。

A委員：だから、この様式では担当課のA・B・Cは付けないことになっているので、行政で示すのは中段の部分であり、下段の総合評価については評価委員会で判断しないといけないのではないか。

委員長：他にも意見はあるか。

F委員：前回の委員会で、担当課毎の評価水準に開きがあるのでは？という問題を指摘されていたが、担当課の出した評価の平準化を図るために、評価委員会の前に平準化を議論する機関を設置すればどうか。

委員長：確かに担当課から出た意見を全体的に見て調整するのは大事だが、その役目を担うのが事務局（行革・施設再編課）だと思っている。

確認だが、様式7について担当課でチェックをした後、その情報をもとに評価委員会で総行評価を判断するという流れでよいか。

B委員：その場合下段の「総合評価結果」についても「評価委員会の総合評価結果」としっかり明記しないといけないのではないか、また、中段の「評価結果のまとめ」についても「モニタリング結果のまとめ」とした方が良いのではないか。

委員長：その旨しっかりと明記する。ほかにも何かあるか。

D委員：これも細かい点ですが、P26～27の「11. 事業報告書（1）月次報告書（2）年度報告書」について、文章の語尾が「提出させる」と「提出しなければならない」と表現に統一性が無いのと、また誰が誰に提出しなければならないのかが明記されていないので補足が必要と思う。

事務局：判るように明記する。

C委員：先ほどの論議の話だが、私は他のお客様の委員等も務めているが、この評価委員会でそこまで決定する力があるのだろうか？年に2回の委員会だけでどうして良い悪いが決められるのか？私はそんな責任を負ったことは出来ない。つまり事務方でしっかりと指針に従った評価を積み上げ、その結果として総合的な評価案をまずは出して、それをもって本委員会できっちりと承認をされるべきだと私は思っている。

例えば次年度に評価を行う委員各位が、事務局案も無いものを示され、この場でA・B・Cを決定する事に、私は素直に疑問を感じる。

当然行政の担当や事務局が指針に従って評価付けをして、その上で対外的なチェックも含めて、評価委員会で最終的な結論を出すというしくみが当然だと思う。

委員長：そうであれば、現行と同じように最初に事務局案として結果を提示して、その案について良いか悪いかの意見を述べるということによいか。

C委員：先ほども話ししていた方がいたが、最初に事務局案として委員会に提出され、対外的

には本評価委員会で決定したという形にした方が自然ではないか。そうでないなら各委員が自分で見て回らなくては判らない。せつかく新たな運用指針を示したのだから、担当課では指針のモニタリング方法に基づいて◎○△×の評価やパーセンテージなど、努めて機械的な結果に分解して、4つの類型に分類された上で、その他の経緯についても責任を持ってA・B・Cという評価付けをすべきであると思う。

委員長：C委員の意見のとおり、誰が評価をするのかについては大変重要な部分だと思うが他に意見はないか。

B委員：担当課が評価判断すれば格差が生じる可能性が高い。評価案を示すのであれば事務局が調整した上で、事務局案として提出するのが一番良いのではないか。

委員長：もちろん担当課が評価し、その上で先ほどF委員の話にもあったように、事務局のフィルターを通した上で評価結果を事務局案として提示するという形で良いのではないか？行革・施設再編課はそのような役目も担っていると思っているので、お願いしたい。

C委員：会議の冒頭にも話したが、施設の4分類の位置付けや、事務局はどういう役割を果たして、委員会はどのような判定をするのかという理屈を整えないといけないと思う。

A委員：28ページの指定管理者評価委員会の所掌事項に「モニタリング調査結果に基づく運営管理内容の評価…」とあるので、当委員会は最終的な決定を行うための位置付けだと思う。

D委員：原案が全く無い中で、本委員会で一施設ずつ評価することは無理があるのはわかるが。最終的には担当課がA・B・Cを付けるのではなく、事務局が案としてA・B・Cを付けるというので良いのか。

委員長：言われている通りで、評価委員会で真っ白なものに突然評価をするということはない、ということで調整をお願いしたい。

それでは、時間も迫ってきたので、2つ目の議題に進ませていただく。事務局から説明をお願いします。

事務局：＜議案(2)について説明＞

委員長：これは、要するにまちづくり基本条例に基づいて公募委員を加える組織に代えていきたいという事である。

公募委員はこれから公募開始することになるが、他の委員の選出にあたって、現委員の方々にも引き続きお願いすることもあるかと思う。その際にはまたよろしく願いしたい。

つづいて、3つ目の議案でその他となっているが、事務局から何かあるか。

事務局：＜議案(3)について今後のスケジュール等説明＞

・閉会のあいさつ 工藤義明委員長（副市長）

閉会